

地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」

【消防関係】(14. 10. 30)

II 事務事業の分野別の基本的な見直し方針

5. 治安その他 (2)消防制度

【 消防制度についての具体的措置 】

項目	措置内容
①常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し	・平成 14 年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置
②消防力の基準の見直し	・平成 16 年度中を目途に見直し
③地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の在り方	・平成 14 年度中に検討し、所要の措置
④消防の広域再編の推進	・逐次実施
⑤地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入等	・平成 14 年度中に消防審議会で検討、逐次実施
⑥緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方	・平成 14 年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置
⑦市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方	・平成 14 年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置
⑧社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方	・平成 14 年度中に検討、逐次実施
⑨救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与など）に係る国における制度の検討	・平成 14 年度中に検討し、所要の措置

地方分権改革推進会議

「事務・事業の在り方に関する意見」【抄】(14. 10. 30)

II 事務事業の分野別的基本的な見直し方針

5. 治安その他

(前略)また、消防制度については、市町村は消防を十分に果たすべき責任を有することが法定されているなど、市町村消防の原則に則って運営されている。今後においても、地域の状況に応じて、自らの地域を自らの手で守るという消防・防災の趣旨、地方分権推進の観点も踏まえ、市町村消防の原則を、基本的に維持していくべきであると考えられる。

このため、消防については、市町村消防の原則を維持・確立する観点から、引き続き諸制度の在り方を検討するとともに、小規模消防本部における消防・救急体制を整備するための広域再編の推進や、大規模・特殊災害等における広域応援体制の確立、ヘリによる消火・救急等や火災原因調査等高度化する消防ニーズへの対応等市町村消防を補完する制度の整備を図っていくことも必要である。

(2) 消防制度

【 消防制度についての具体的措置 】

- 常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成14年度中に消防審議会で検討し結論、次期法改正時に必要な措置】常備消防設置義務市町村を政令で指定する制度(消防組織法第10条)及び救

急実施義務市町村を政令で指定する制度(消防法第35条の5)については、制度を廃止して、市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として検討を行い、その結果に基づき、法改正等所要の措置を講ずる。

○ 消防力の基準の見直し【平成16年度中を目途に見直し】

消防力の基準については、市町村の消防力整備に係る指針としての性格を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した必要な見直しを行うとともに、住民ニーズに立脚した機能面等からの技術基準として構成するという基本方針のもとに、消防審議会等で検討を行って、見直しを行う。

○ 地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の在り方【平成14年度中に検討し、所要の措置】

本年6月の「e-Japan 重点計画-2002-」を踏まえて、国と地方公共団体を結ぶ衛星系ネットワークや市町村の防災無線ネットワーク(住民向け、消防・救急車両向け等)のデジタル化・高機能化を推進するとともに、防災情報共有化のためのシステムの標準化を図るため、所要の措置を講ずる。また、緊急消防援助隊の施設・設備の基準策定など広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化を図るため、所要の措置を講ずる。

○ 消防の広域再編の推進【逐次実施】

市町村合併の推進との整合性を確保しつつ、消防の広域再編を図るとともに、共同処理方式を活用した広域化を推進する。

○ 地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入等【平成 14 年度中に消防審議会で検討、逐次実施】

消防、救急について、地域の主体的判断に基づき、当該市町村以外の行政主体が事務を担うことができる仕組みの導入を図る。

具体的には、小規模市町村における消防事務の実施体制を強化するため、市町村の自主的選択を前提としつつ、近隣市町村への事務委託の活用、同一都道府県内の政令指定都市、中核市等に対する事務委託の活用方策を検討する。さらに例外的な対応方策として、都道府県が特例的に事務の一部を処理する仕組みや、人口規模や地理的・地形的要因によっては、市町村による共同処理としての基本原則を維持しつつ、都道府県が参画する広域連合の設置等も検討する。

○ 緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成 14 年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】

市町村の災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を超える支援(緊急消防援助隊等)に対する国の役割分担(関与、財政負担等)について、法令上その位置付けを明確化し、充実することについて検討する。

具体的には、緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う特定部隊の設置、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指示制度の導入と出動団体等の財政負担等に対する必要な措置等について検討し、法改正等所要の措置を講ずる。

○ 市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方【平成 14

年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】

大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、広域性を有する業務で市町村の実施が困難なものについては、国や都道府県の役割の明確化を図る方向で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。

○ 社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方【平成 14 年度中に検討、逐次実施】

常備化の進展、就業構造、地域環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン団員の増加という現象が生じている消防団については、学識経験者を含めた検討会において、弾力的な消防団運営、他組織との連携、教育訓練の見直し、被用者の消防活動の促進方策等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

○ 救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)に係る国における制度の検討【平成 14 年度中に検討し、所要の措置】

救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)については、地方における適切な実施を図るため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、救急救命士の処置範囲の拡大を前提に、必要な条件整備等について、本年末を目途にとりまとめ、所要の措置を講ずる。